

平成 26 年度中間市地域公共交通会議（第 5 回）

日時 平成27年2月2日（月）10：00～

場所 市役所別館3階 特別会議室

1．開会

2．議題

- 中間南校区をモデル地区とした事業計画及び運行計画案について
～ 既存のタクシー車両を活用した新しい地域公共交通～

3．その他

- ・ 今後の会議スケジュールについて
- ・ 中間市地域公共交通会議事務局要領等の制定について

4．閉会

■第4回地域公共交通会議における各委員からのご意見について

～ 中間南校区をモデル地区とした事業計画案及び運行計画案～

資料

1. 住民代表の意見

- ・今回、始めて、校区に新しい地域公共交通の導入が検討されているので、まず、案4の週4日、1日4本、午前4便、午後4便の案で始めてみてはどうかと思う。
- ・アンケートの結果によれば、多くの方が利用したいと言われているが、運行をしてみないと実際の運行利用者数はわからないので、経過を見ながら、少しずつよりよい移動手段にしていければと考えている。
- ・検討2、使用車両については、乗り残しの対応が迅速に可能であれば、セダンタイプの車両でもかまわないと考えている。
- ・検討3、運賃については、アンケートの結果によれば、150円を望む声が多いようだが、継続的な運行が目的であるので、案1のように200円で、障がい者や小学生は半額とし、回数券を設けて利便性の向上を図る案がよいと思う。
- ・検討4、運行経費の概算については、検討1と重なりますが、案S4が運行経費の面からも良い案ではないかと考える。

2. 交通事業者の意見

- ・検討1、運行回数、運行時刻については、実際の利用者がわからないので、当初としては、案4がいいと思う。
- ・検討2、使用車両については、初期投資の面から考えると、既存の車両で運行できるセダンタイプがよいと思う。
- ・検討3、運賃については、やはり案1がもっとよい案であるけれども、まだ、タクシー事業者の方で話し合いをしていないので、いろいろ検討したいと思う。
- ・検討4、運行経費の概算に関しては、運行経費の面からも案S4が、導入当初としては、最もいいのではないかと考える。

3. 各方面の専門家からの意見

- ・中間南校区を車で走ってみましたけれども、印象的なこととしては、坂道が多く、昭和50年代、60年代に開発されたかなり密集した住宅地であり、逆に言うと、それなりに利用者も見込めるエリアであるという印象を受けた。
- ・アンケートの中で利用される方が1,000人と、かなりの数がでていますが、週何回か、1日何本かというのは、本当にやってみないとわからない。社会実験的な形で利用者の状況をみながら、やって行くという意味では、初期投資もかからないセダンタイプで、週4日、1日4本というところが、やはり経費の面から考えても妥当なところである。
- ・皆さん懸念されている積み残しですが、セダンタイプだと、4人乗ればそれ以上は乗れないということで、追走体制がきちんとできるのかということ、住民の皆さまに説明する責任がある。
- ・料金についても、150円にするのか200円にするのかで、運賃収入が変わってくるが、回数券が複雑にならないこの200円のタイプというのはいいのではないかと考える。また、回数券を利用促進につなげ、地元の方に乗っていただかないと継続的、持続的に運行することは難しくなることから、地域の自治会さんに積極的に回数券を買っていただくとか販売促進という意味では、回数券制度は有効である。後は、行政の負担が少なくなるような施策、例えば、回数券に広告をつけるだとか、名称を決めてセダンタイプの車両にステッカーを貼って広告を入れるとか、可能な限り地域の病院、商店街、ショッピングセンターとタイアップして、なんからの経費を削減できるような広告収入を検討していくことが、持続的、永続的に運行することとなり、住民の方に対しても非常に重要なことだと思う。
- ・計画全体をみせていただき、非常に綿密に作られている。
- ・中間南校区は、非常に高低差があったり、住宅が密集していて、通常、大きなバスでは難しく、乗合タクシーを導入していただけると住民の方にも役に立つと思う。
- ・導入のポイントは、地域にあった公共交通を導入していただくことが重要。さらには持続可能であることもポイントである。
- ・運行をしてみないとわからないという面もあるので、導入後、ケアをすることが必要。導入後も定期的にアンケートを取ったり、利用者の意見を入れて、系統やダイヤ等を見直す必要がある。
- ・運賃については、これは需要予測の結果とか、市の方の財政負担の見通しとか、沿線住民との説明会での感触とか、住民の方と協議して、関係者の方で納得の行く運賃を設定していただくことが重要。持続可能でなければならないということを考え、あまり安い運賃も困ると思うし、あまり高すぎると住民の方にもご利用していただけないので、ころあいを見て設定することが重要である。

運行計画案検討案一覧【 第4回地域公共交通会議資料より】

[検討 1]

運行回数・運行時間について

【案 1】

運行回数 6本 / 日 (往復を1本) を週5日 (月・火・水・木・金曜日) 運行。
運行時間 (午前) 8時台 ~ 12時まで 6便 (午後) 13時台 ~ 17時台まで 6便

【案 2】

運行回数 6本 / 日 (往復を1本) を週4日 (月・火・水・金曜日) 運行。
市内にある多くの病院が休診となる木曜日は運休。
運行時間 (午前) 8時台 ~ 12時まで 6便 (午後) 13時台 ~ 17時台まで 6便

【案 3】

運行回数 4本 / 日 (往復を1本) を週5日 (月・火・水・木・金曜日) 運行。
運行時間 (午前) 8時台 ~ 12時まで 4便 (午後) 13時台 ~ 16時台まで 4便

【案 4】

運行回数 4本 / 日 (往復を1本) を週4日 (月・火・水・金曜日) 運行。
市内にある多くの病院が休診となる木曜日は運休。
運行時間 (午前) 8時台 ~ 12時まで 4便 (午後) 13時台 ~ 16時台まで 4便

【案1~4】どの案でも、平日が祝日でも運行。ただし、年末年始 (12月29日から1月3日まで) 及びお盆 (8月13日から8月15日まで) は運休。

[検討 4]

運行経費概算について

	【案W1】	【案W2】	【案W3】	【案W4】	【案S1】	【案S2】	【案S3】	【案S4】
	10人乗りワゴンタイプ	10人乗りワゴンタイプ	10人乗りワゴンタイプ	10人乗りワゴンタイプ	5人乗りセダントタイプ	5人乗りセダントタイプ	5人乗りセダントタイプ	5人乗りセダントタイプ
運行頻度 (1つのバス停にバスが来る回数)	12便 / 日	12便 / 日	8便 / 日	8便 / 日	12便 / 日	12便 / 日	8便 / 日	8便 / 日
本数 (全体の運行本数)	6本 / 日、週5日 (257日)	6本 / 日、週4日 (205日)	4本 / 日、週5日 (257日)	4本 / 日、週4日 (205日)	6本 / 日、週5日 (257日)	6本 / 日、週4日 (205日)	4本 / 日、週5日 (257日)	4本 / 日、週4日 (205日)
運行系統キロ程	約5.8km (往復11.6km)	約5.8km (往復11.6km)	約5.8km (往復11.6km)	約5.8km (往復11.6km)	約5.8km (往復11.6km)	約5.8km (往復11.6km)	約5.8km (往復11.6km)	約5.8km (往復11.6km)
運行条件								
10人乗りワゴンタイプ車両運行台数	1台	1台	1台	1台				
10人乗りワゴンタイプ車両予備台数	セダン車両3台	セダン車両3台	セダン車両3台	セダン車両3台	台	台	台	台
10人乗りワゴンタイプ車両年間走行キロ	17,887km / 台	14,268km / 台	11,925km / 台	9,512km / 台				
5人乗りセダントタイプ車両運行台数					1台	1台	1台	1台
5人乗りセダントタイプ車両予備台数					4台	4台	4台	4台
5人乗りセダントタイプ車両年間走行キロ					17,887km / 台	14,268km / 台	11,925km / 台	9,512km / 台
乗務員雇用者数	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
乗務員数	1仕業	1仕業	1仕業	1仕業	1仕業	1仕業	1仕業	1仕業
停留所新設数 (往復で46個)	28箇所	28箇所	28箇所	28箇所	28箇所	28箇所	28箇所	28箇所
初期投資 (概算)								
車両購入費 [10人以下車両]	4,000千円	4,000千円	4,000千円	4,000千円				
停留所設置費用	5,000千円	5,000千円	5,000千円	5,000千円	5,000千円	5,000千円	5,000千円	5,000千円
小計	9,000千円	9,000千円	9,000千円	9,000千円	5,000千円	5,000千円	5,000千円	5,000千円

運行経費 (概算) 公定幅運賃より試算

運行経費	6,939千円	5,535千円	4,626千円	3,690千円	4,981千円	3,973千円	3,320千円	2,649千円
追走経費	1,542千円	1,230千円	1,028千円	820千円	1,542千円	1,230千円	1,028千円	820千円
小計	8,481千円	6,765千円	5,654千円	4,510千円	6,523千円	5,203千円	4,348千円	3,469千円

運行経費 (10人乗りワゴンタイプの場合) : 810円 / 1.6km 90円 / 245mの公定幅運賃にて試算 (4,500円 / 11.6km)

運行経費 (5人乗りセダントタイプの場合) : 670円 / 1.6km 80円 / 322mの公定幅運賃にて試算 (3,230円 / 11.6km)、時間制運賃 2,000円 / 30分

追走経費について、運行日数の1/2をセダントタイプ車両 1台にて追走する場合を想定し、1日6本運行する場合は3時間、4本運行する場合は、2時間追走を行うとする。

運行収入

150円の場合	462千円	369千円	308千円	246千円	462千円	369千円	308千円	246千円
200円の場合	616千円	492千円	411千円	328千円	616千円	492千円	411千円	328千円

運賃収入については、1本あたり平均利用者数を2人と想定

運行経費収支差 (収支差 = 運行経費 - 運行収入)

150円の場合	8,019千円	6,396千円	5,346千円	4,264千円	6,061千円	4,834千円	4,040千円	3,223千円
200円の場合	7,865千円	6,273千円	5,243千円	4,182千円	5,907千円	4,711千円	3,937千円	3,141千円

キロ当たり運行経費

追走ありの場合	474.1円 / km	474.1円 / km	474.1円 / km	474.1円 / km	364.7円 / km	364.7円 / km	364.6円 / km	364.7円 / km
追走なしの場合	387.9円 / km	387.9円 / km	387.9円 / km	387.9円 / km	278.5円 / km	278.4円 / km	278.4円 / km	278.4円 / km

[検討 2]

使用車両について

【案 1】10人乗りワゴン車

事業に必要な常用車両 1台 (10人乗りワゴン者)
追走車両及び故障対応のための予備車両 3台 (5人乗りセダントタイプ) 計 4台

【案 2】5人乗りセダントタイプ

事業に必要な常用車両 1台 (5人乗りセダントタイプ)
追走車両及び故障対応のための予備車両 4台 (5人乗りセダントタイプ) 計 5台

[検討 3]

運賃について

【案 1】 定額200円 (中学生以上)、100円 (障がい者・小学生)、無料 (6歳以下)
回数券 (100円 × 11枚綴り) 1,000円

【案 2】 定額150円 (中学生以上)、50円 (障がい者・小学生)、無料 (6歳以下)
回数券 (100円 × 7枚と50円 × 8枚綴り) 1,000円

【案 3】 定額200円のみ
回数券 (100円 × 11枚綴り) 1,000円

【案 4】 定額150円のみ
回数券 (100円 × 7枚と50円 × 8枚綴り) 1,000円

事業計画書(案)

・事業目的

中間市の東部に位置する中間南校区は、隣接する北九州市のベッタタウンとして、昭和 30 年代に山を切り開いて筑豊電気鉄道の沿線に宅地開発を行った地区であります。そのため、地形的に高低差があり、また、高齢化率が 35%を超えるなど、高齢者や障がい者の方にとりましては、非常に移動が困難な地域であることから、地区内の 12 の全自治会より、地区内を循環して買い物・病院への通院に気軽に利用できる移動手段の確保について、要請がありました。

このような地域の現状を踏まえ、新しい地域公共交通を検討する基本方針を定め、今後、社会全体が少子高齢化に向かう中で、地域の活力を維持し、地域が活性化するよう、気軽に外出できる移動手段の環境整備を行うものであります。

○新しい地域公共交通を検討する基本方針

1. 既存の公共交通機関の利用促進
2. 継続性・経済性・安全性の確保
3. 高所地区・交通不便地区住民の移動の足の確保
4. 地域住民からの要望

・運行方法の概要

- | | |
|----------|------------------|
| 1. 運行の態様 | 路線定期運行 |
| 2. 営業区域 | 中間南校区から中間市立病院まで |
| 3. 運営主体 | 中間市 |
| 4. 運行主体 | 市内に営業所があるタクシー事業者 |

【運行主体の選定方法】

今回の新しい地域公共交通は、大型輸送を行う幹線バス路線とドア・ツー・ドアのきめ細かい運行を行うタクシー事業の中間に位置する移動手段です。

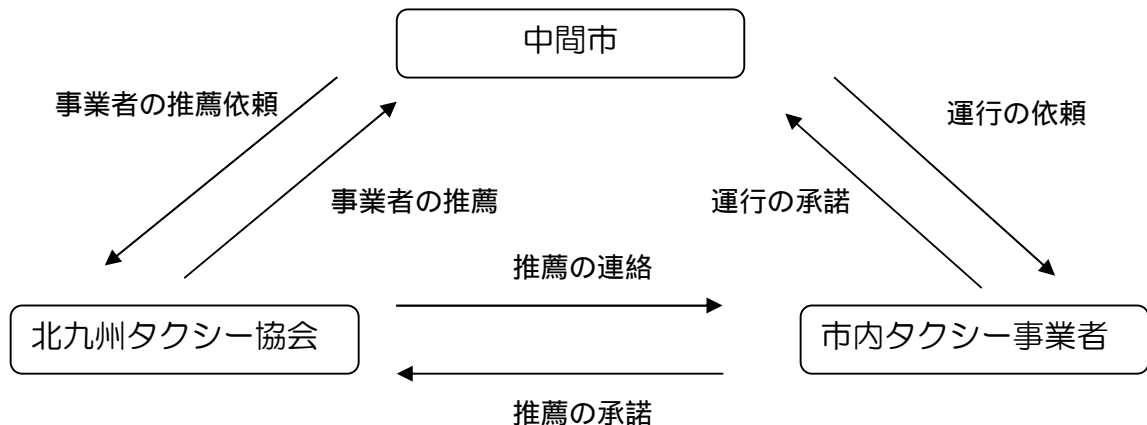
幹線バス路線から住宅団地内の幅員約 6m の道路を運行するため、使用車両は 10 人以下（セダンタイプを含む）に限られます。

そのことから、運行主体としては、住宅団地内の有償旅客運送のノウハウがあり、乗り残しなどの対応が迅速に対応できる、市内に営業所が立地するタクシー事業者が、今回の事業計画・運行計画案にもっとも適した事業者であると考えます。

新しい地域公共交通は、幹線バス路線である西鉄バス中間線に接続し、高速バスなかま号や筑豊電気鉄道との乗換時刻などを調整することで、相乗効果による利用促進が期待できます。

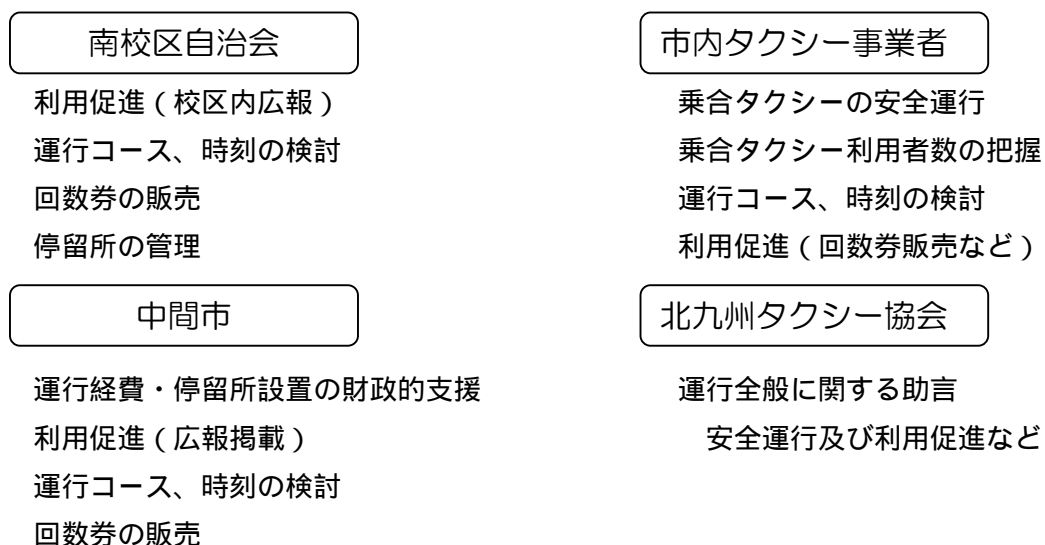
(1) 市内タクシー事業者からの選定方法

→ 中間市から北九州タクシー協会へ運行主体となり継続的な事業が実施できるタクシー事業者（1社以上）の推薦を依頼する。



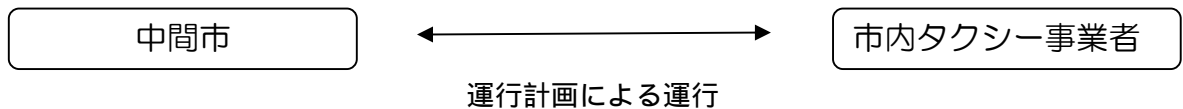
(2) 運行協定 : (仮称) 中間南校区乗合タクシー事業の実施に伴う協定書 (案)

→ 継続的な安全運行による交通弱者の移動手段を確保するため、関係機関の相互協力及び役割分担を明確にした取り決めを行う。また、運行計画の見直し及び廃止についても明確な基準を定める。



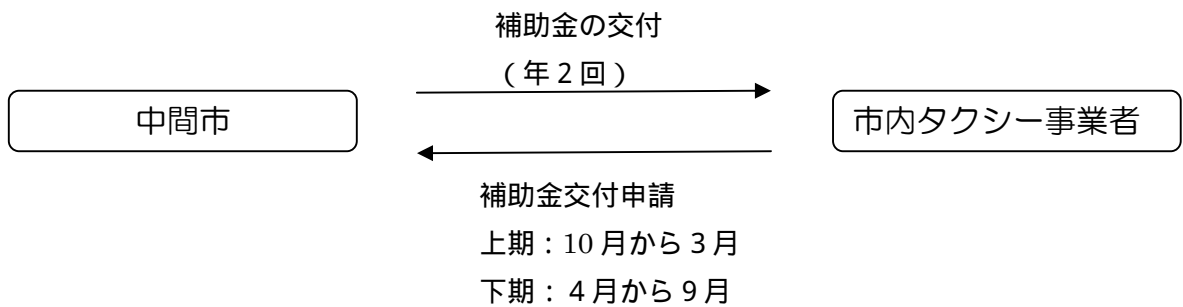
(3) 運行委託 : (仮称) 中間南校区乗合タクシー運行業務委託契約書 (案)

→ 地域住民の日常生活を支える移動手段として、継続的な安全運行並びに、既存の公共交通機関との相乗効果による利用促進を図りながら、地域公共交通の維持・確保を行うため、運営主体である市と運行主体である一般旅客自動車運送事業者との間で、運行計画に基づく委託契約を行う。



(4) 運行補助 : (仮称) 中間市コミュニティバス等路線運行維持費補助金交付要綱 (案)

→ 補助金の額は、予算の範囲内において、運行経費から運行収入を控除して得た額以内の額とし、半期ごとに収支を取りまとめ、補助金交付申請書を提出する。



5. 運行予定日 平成 27 年 10 月上旬

6. 路線に関する事項

1	起 点	通谷団地口		
	終 点	中間市立病院		
	キロ程	往路 5.3km、復路 5.3km		
	主たる経由地	通谷電停		
	道路管理者	中間市		
2	起 点	中間南小学校前		
	終 点	中間市立病院		
	キロ程	往路 5.6km、復路 5.8km		
	主たる経由地	通谷電停		
	道路管理者	中間市		
計		路線合計	2 区間	路線キロ計 22.0km

7. 停留所の名称及び位置並びに停留所間のキロ程

(1) 系統名：通谷団地口～通谷電停～太賀団地～中間市立病院前

№	停留所名称	料 程	停留所名称	料 程	摘 要
1	通谷団地口	↓ 往路	通谷団地口	↑ 復路	新設
2	通谷一丁目	0.335	通谷一丁目	0.321	新設
3	通谷第二配水池前	0.162	通谷第二配水池前	0.211	新設
4	通谷二区公民館前	0.263	通谷二区公民館前	0.233	新設
5	朝霧	0.262	朝霧	0.263	新設
6	朝霧公民館前	0.162	朝霧公民館前	0.137	新設
7	鍋山公民館前	0.216	鍋山公民館前	0.226	新設
8	鍋山町	0.194	鍋山町	0.185	新設
9	鍋山町商店街前	0.231	鍋山町商店街前	0.221	新設
10	通谷電停	0.289	通谷電停	0.353	新設
11	太賀一丁目	0.316	太賀団地ポンプ室	0.515	新設
12	太賀二丁目	0.222	太賀三丁目	0.265	新設
13	太賀二区公民館前	0.226	太賀三区児童遊園	0.644	新設
14	太賀三区児童遊園	0.307	太賀二区公民館前	0.307	新設
15	太賀三丁目	0.644	太賀二丁目	0.226	新設
16	太賀団地ポンプ室	0.265	太賀一丁目	0.222	新設
17	中間市立病院	1.206	中間市立病院	0.971	新設
		計 5.3km		計 5.3km	

(2) 系統名：中間南小学校前～通谷電停～中間市立病院前

No	停留所名称	料 程	停留所名称	料 程	摘 要
1	中間南小学校前	↓ 往路	中間南小学校前	↑ 復路	新設
		0.203		0.356	
2	通谷四区第 1 児童遊園		通谷四区第 1 児童遊園		新設
		0.386		0.438	
3	塔野口バス停そば		塔野口バス停そば		新設
		0.463		0.637	
4	通谷五区第 1 児童遊園		通谷五区第 1 児童遊園		新設
		0.351		0.177	
5	桜台公民館そば		桜台公民館そば		新設
		0.317		0.278	
6	桜台二丁目		桜台二丁目		新設
		0.392		0.416	
7	桜台一丁目		桜台一丁目		新設
		0.255		0.287	
8	桜台一丁目入口		桜台一丁目入口		新設
		0.098		0.115	
9	星ヶ丘団地		星ヶ丘団地		新設
		0.238		0.208	
10	星ヶ丘児童遊園		星ヶ丘児童遊園		新設
		0.378		0.366	
11	通谷二区第 1 児童遊園側		通谷二区第 1 児童遊園側		新設
		0.233		0.226	
12	通谷二区公民館前		通谷二区公民館前		新設
		0.233		0.263	
13	通谷第二配水池前		通谷第二配水池前		新設
		0.211		0.162	
14	通谷一丁目		通谷一丁目		新設
		0.321		0.335	
15	通谷団地口		通谷団地口		新設
		0.639		0.675	
16	通谷電停		通谷電停		新設
		0.882		0.861	
17	中間市立病院	計 5.6km	中間市立病院	計 5.8km	新設

起点・終点には、埋め込み型のバス停を設置。その他のバス停は、据え置き型及び壁張りにて設置。

運 行 計 画 (案)

1 . 運行系統及び系統図 : 2 系統

(1) 系統名【通谷団地口 ~ 通谷電停 ~ 太賀団地 ~ 中間市立病院前】10.6 km (往 5.3 km、復 5.3m)

起点 : 通谷団地口

主な経過地 : 通谷電停

終点 : 中間市立病院

(2) 系統名【中間南小学校前 ~ 通谷電停 ~ 中間市立病院前】11.4 km (往 5.6 km、復 5.8 km)

起点 : 中間南小学校前

主な経過地 : 通谷電停

終点 : 中間市立病院

系統図については、別紙をご参照ください。

2 . 運行回数・運行時刻

運行回数、運行時間帯について

運行回数 4 本 / 日 (往復を 1 本) を週 4 日 (月・火・水・金曜日)、1 系統ごと運行。

市内にある多くの病院が休診となる木曜日は運休。

運行時間帯 (午前) 8 時台 ~ 12 時まで 4 便 (午後) 13 時台 ~ 16 時台まで 4 便

平日が祝日でも運行。ただし、年末年始 (12 月 29 日から 1 月 3 日まで)

及びお盆 (8 月 13 日から 8 月 15 日まで) は運休。

運行時刻については、別紙をご参照ください。

3 . 使用車両

使用車両について

運行車両 5 人乗りセダンタイプ

事業に必要な常用車両 1 台 (5 人乗りセダンタイプ)

追走車両及び故障対応のための予備車両 4 台 (5 人乗りセダンタイプ) 計 5 台

市が運行委託する事業者が保有するタクシー車両を、タクシー事業と併用して使用する。

4 . 運賃

運賃について

運賃 定額 200 円 (中学生以上)、100 円 (障がい者・小学生)、無料 (6 歳以下)

回数券 (100 円 × 11 枚綴り) 1,000 円

5. 運行経費（概算）

- （１）運行車両 5人乗りセダンタイプ
（２）運行頻度（１つのバス停にバスが来る回数） 8便/日
（３）本数（全体の運行本数） 4本/日、週4日（205日）
（４）運行系統キロ程 約5.7km（往復11.4km）
（５）運行条件

5人乗りセダンタイプ車両運行台数	1台
5人乗りセダンタイプ車両予備台数	4台
5人乗りセダンタイプ車両年間走行キロ	9,348 km/台
乗務員雇用者数	1人
乗務員数	1仕業
停留所新設数（往復で46個）	28箇所
（６）初期投資（概算）	
停留所設置費用	5,000 千円
小計	5,000 千円

（７）運行経費（概算） 公定幅運賃より試算

運行経費	2,583 千円
追走経費	820 千円
小計	3,403 千円

運行経費（5人乗りセダンタイプの場合）：670円/1.6km 80円/322mの公定幅運賃にて試算（3,150円/11.4km）、時間制運賃 2,000円/30分

追走経費について、運行日数の1/2をセダンタイプ車両1台にて追走する場合を想定し、1日6本運行する場合は3時間、4本運行する場合は、2時間追走を行うとする。

（８）運行収入（200円）

運行収入	328 千円
------	--------

運賃収入については、1本あたり平均利用者数を2人と想定

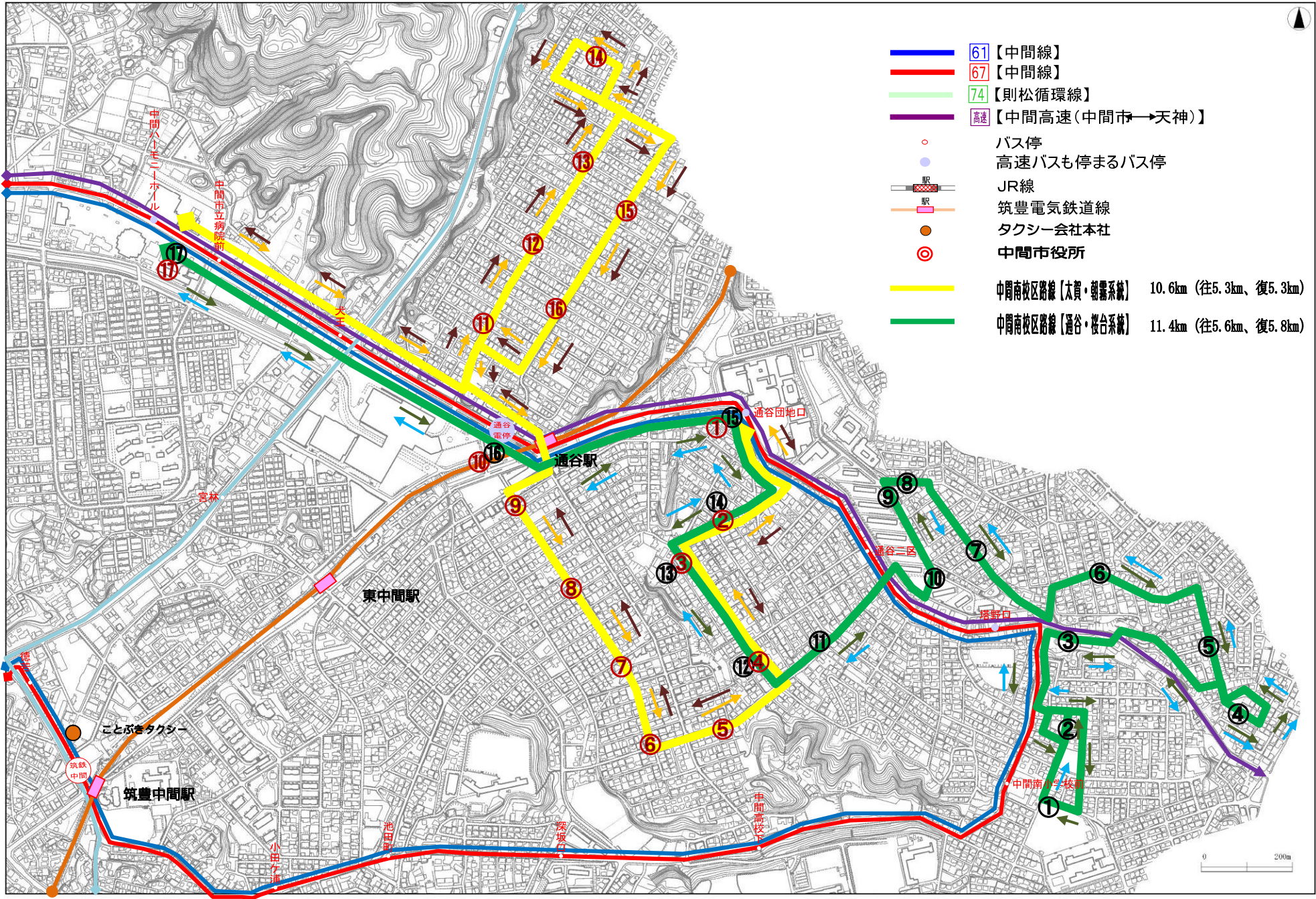
（９）運行経費収支差（収支差＝運行経費-運行収入）

運行経費収支差	3,075 千円
---------	----------

（１０）キロ当たり運行経費

追走ありの場合	364.0 円/km
追走なしの場合	276.3 円/km

中間南校区新しい地域公共交通（乗合タクシー）運行系統図



乗合タクシー運行時刻

(1) 系統名：通谷団地口～通谷電停～太賀団地～中間市立病院前

停留所名称	往路(行き)				停留所名称	復路(帰り)			
	1便	3便	5便	7便		2便	4便	6便	8便
①通谷団地口	8:25	9:58	13:18	14:57	①中間市立病院	9:12	10:50	14:11	15:48
②通谷一丁目	8:27	10:00	13:20	14:59	①太賀一丁目	9:17	10:55	14:16	15:53
③通谷第二配水池前	8:29	10:02	13:22	15:01	②太賀二丁目	9:19	10:57	14:18	15:55
④通谷二区公民館前	8:31	10:04	13:24	15:03	③太賀二区公民館前	9:22	11:00	14:21	15:58
⑤朝霧	8:33	10:06	13:26	15:05	④太賀三区児童遊園	9:24	11:02	14:23	16:00
⑥朝霧公民館前	8:36	10:09	13:29	15:08	⑤太賀三丁目	9:26	11:04	14:25	16:02
⑦鍋山公民館前	8:38	10:11	13:31	15:10	⑥太賀団地ポンプ室	9:28	11:06	14:27	16:04
⑧鍋山町	8:40	10:13	13:33	15:12	⑦通谷電停	9:31	11:09	14:30	16:07
⑨鍋山町商店街前	8:42	10:15	13:35	15:14	⑧鍋山町商店街前	9:35	11:13	14:34	16:11
⑩通谷電停	8:46	10:19	13:39	15:18	⑨鍋山町	9:37	11:15	14:36	16:13
⑪太賀一丁目	8:49	10:22	13:42	15:21	⑩鍋山公民館前	9:39	11:17	14:38	16:15
⑫太賀二丁目	8:51	10:24	13:44	15:23	⑪朝霧公民館前	9:41	11:19	14:40	16:17
⑬太賀二区公民館前	8:53	10:26	13:46	15:25	⑫朝霧	9:44	11:22	14:43	16:20
⑭太賀三区児童遊園	8:55	10:28	13:48	15:27	⑬通谷二区公民館前	9:46	11:24	14:45	16:22
⑮太賀三丁目	8:58	10:31	13:51	15:30	⑭通谷第二配水池前	9:48	11:26	14:47	16:24
⑯太賀団地ポンプ室	9:00	10:33	13:53	15:32	⑮通谷一丁目	9:50	11:28	14:49	16:26
⑰中間市立病院	9:05	10:38	13:58	15:37	①通谷団地口	9:52	11:30	14:51	16:28

(2) 系統名：中間南小学校前～通谷電停～中間市立病院前

停留所名称	往路(行き)				停留所名称	復路(帰り)			
	1便	3便	5便	7便		2便	4便	6便	8便
①中間南小学校前	8:13	9:56	13:18	15:00	①中間市立病院	9:00	10:49	14:12	15:53
②通谷四区第1児童遊園	8:15	9:58	13:20	15:02	②通谷電停	9:04	10:53	14:16	15:57
③塔野口バス停そば	8:19	10:02	13:24	15:06	③通谷団地口	9:08	10:57	14:20	16:01
④通谷五区第1児童遊園	8:22	10:05	13:27	15:09	④通谷一丁目	9:10	10:59	14:22	16:03
⑤桜台公民館そば	8:24	10:07	13:29	15:11	⑤通谷第二配水池前	9:12	11:01	14:24	16:05
⑥桜台二丁目	8:26	10:09	13:31	15:13	⑥通谷二区公民館前	9:14	11:03	14:26	16:07
⑦桜台一丁目	8:28	10:11	13:33	15:15	⑦通谷二区第1児童遊園側	9:16	11:05	14:28	16:09
⑧桜台一丁目入口	8:30	10:13	13:35	15:17	⑧星ヶ丘児童遊園	9:19	11:08	14:31	16:12
⑨星ヶ丘団地	8:32	10:15	13:37	15:19	⑨星ヶ丘団地	9:21	11:10	14:33	16:14
⑩星ヶ丘児童遊園	8:34	10:17	13:39	15:21	⑩桜台一丁目入口	9:23	11:12	14:35	16:16
⑪通谷二区第1児童遊園側	8:37	10:20	13:42	15:24	⑪桜台一丁目	9:25	11:14	14:37	16:18
⑫通谷二区公民館前	8:39	10:22	13:44	15:26	⑫桜台二丁目	9:27	11:16	14:39	16:20
⑬通谷第二配水池前	8:41	10:24	13:46	15:28	⑬桜台公民館そば	9:29	11:18	14:41	16:22
⑭通谷一丁目	8:43	10:26	13:48	15:30	⑭通谷五区第1児童遊園	9:31	11:20	14:43	16:24
⑮通谷団地口	8:45	10:28	13:50	15:32	⑮塔野口バス停そば	9:34	11:23	14:46	16:27
⑯通谷電停	8:49	10:32	13:54	15:36	⑯通谷四区第1児童遊園	9:38	11:27	14:50	16:31
⑰中間市立病院	8:53	10:36	13:58	15:40	①中間南小学校前	9:41	11:30	14:53	16:34

乗合タクシー運行時刻（既存の公共交通機関との連携について）

（１）系統名：通谷団地口～通谷電停～太賀団地～中間市立病院前

停留所名称	往路(行き)				停留所名称	復路(帰り)			
	1便	3便	5便	7便		2便	4便	6便	8便
⑩通谷電停	8:46	10:19	13:39	15:18	⑩通谷電停	9:31	11:09	14:30	16:07

◆乗合タクシー⇒既存の公共交通機関

筑豊電気鉄道(黒崎方面行き)	8:58	10:27	13:47	15:35
筑豊電気鉄道(直方方面行き)	8:57	10:35	13:51	15:39
西鉄バス(JR中間駅方面行き)	9:07	10:41	14:02	—
→JR中間駅発(黒崎方面行き)	9:22	10:59	14:39	—
→JR中間駅発(直方方面行き)	9:38	11:06	14:25	—
西鉄バス(中間高校下方面行き)	—	10:44	14:11	15:45
高速バス(天神方面行き)	—	10:46	—	15:51

◆乗合タクシー⇒既存の公共交通機関

筑豊電気鉄道(黒崎方面行き)	9:37	11:25	14:47	16:19
筑豊電気鉄道(直方方面行き)	9:55	11:27	14:39	16:25
西鉄バス(JR中間駅方面行き)	—	11:45	14:41	16:15
→JR中間駅発(黒崎方面行き)	—	12:13	15:13	16:39
→JR中間駅発(直方方面行き)	—	12:06	15:09	16:45
西鉄バス(中間高校下方面行き)	9:33	11:15	—	16:19
高速バス(天神方面行き)	9:36	—	—	—

◆既存の公共交通機関⇒乗合タクシー

筑豊電気鉄道(直方方面からの帰り)	8:37	10:07	13:23	14:59
筑豊電気鉄道(黒崎方面からの帰り)	8:33	10:05	13:27	15:03
西鉄バス(中間高校下方面からの帰り)	8:18	10:03	13:08	15:04
西鉄バス(JR中間駅方面からの帰り)	8:38	10:09	13:32	15:10
高速バス(天神からの帰り)	—	—	—	14:46

◆既存の公共交通機関⇒乗合タクシー

筑豊電気鉄道(直方方面からの帰り)	9:18	10:49	14:11	15:47
筑豊電気鉄道(黒崎方面からの帰り)	9:15	10:55	14:15	15:50
西鉄バス(中間高校下方面からの帰り)	9:07	10:41	14:02	—
西鉄バス(JR中間駅方面からの帰り)	—	10:44	14:11	15:45
高速バス(天神からの帰り)	—	10:34	—	—

（２）系統名：中間南小学校前～通谷電停～中間市立病院前

停留所名称	往路(行き)				停留所名称	復路(帰り)			
	1便	3便	5便	7便		2便	4便	6便	8便
⑩通谷電停	8:49	10:32	13:54	15:36	⑩通谷電停	9:04	10:53	14:16	15:57

◆乗合タクシー⇒既存の公共交通機関

筑豊電気鉄道(黒崎方面行き)	8:58	10:49	14:11	15:47
筑豊電気鉄道(直方方面行き)	9:05	10:45	14:03	15:50
西鉄バス(JR中間駅方面行き)	9:07	10:41	14:02	—
→JR中間駅発(黒崎方面行き)	9:22	10:59	14:39	—
→JR中間駅発(直方方面行き)	9:38	11:06	14:25	—
西鉄バス(中間高校下方面行き)	—	10:44	14:11	15:45
高速バス(天神方面行き)	—	10:46	—	15:51

◆乗合タクシー⇒既存の公共交通機関

筑豊電気鉄道(黒崎方面行き)	9:18	11:14	14:35	16:09
筑豊電気鉄道(直方方面行き)	9:15	11:05	14:27	16:14
西鉄バス(JR中間駅方面行き)	9:07	11:04	—	16:15
→JR中間駅発(黒崎方面行き)	9:22	11:39	—	16:39
→JR中間駅発(直方方面行き)	9:38	11:27	—	16:45
西鉄バス(中間高校下方面行き)	9:33	11:15	14:41	16:19
高速バス(天神方面行き)	9:36	—	—	—

◆既存の公共交通機関⇒乗合タクシー

筑豊電気鉄道(直方方面からの帰り)	8:37	10:17	13:35	15:23
筑豊電気鉄道(黒崎方面からの帰り)	8:33	10:15	13:39	15:15
西鉄バス(中間高校下方面からの帰り)	—	—	—	—
西鉄バス(JR中間駅方面からの帰り)	—	—	—	—
高速バス(天神からの帰り)	—	—	—	—

◆既存の公共交通機関⇒乗合タクシー

筑豊電気鉄道(直方方面からの帰り)	8:47	10:37	13:59	15:47
筑豊電気鉄道(黒崎方面からの帰り)	8:47	10:35	14:03	15:39
西鉄バス(中間高校下方面からの帰り)	—	10:41	14:02	—
西鉄バス(JR中間駅方面からの帰り)	8:38	10:44	14:11	15:45
高速バス(天神からの帰り)	—	10:34	—	—

生活交通ネットワーク計画（案）
（地域公共交通確保維持事業のうち地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統関係）

平成 27 年 6 月 日
中間市地域公共交通会議

0．生活交通ネットワーク計画の名称

中間市地域生活交通ネットワーク計画

1．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

中間市には、南北約4キロメートル、東西約6キロメートルの約16平方キロメートルの市域の中に、さまざまな公共交通機関が運行しており、通勤や通学、買い物や病院への通院など日常生活の移動に広く利用されている。

鉄道では、JR筑豊本線（福北ゆたか線）と筑豊電気鉄道がそれぞれ市の中心部を走り、市内から福岡市天神までを結ぶ、西鉄高速バス「なかま号」とともに、住民の広域移動を支えている。また、市内のバス路線としては、西鉄バス中間線が、通勤・通学、買い物、病院への通院など日常生活の足として1日約500人、年間約19万人の方が利用している。さらに、タクシー事業者4社によって、自宅から目的地までのドア・ツー・ドアのきめ細かな運行を行っており、鉄道駅及びバス停から離れた場所にお住まいの方や、停留所までの移動が困難な方などにとって、欠かすことのできない移動手段となっている。

しなしながら、少子高齢化に伴う人口の減少やマイカーの普及により、地域公共交通の利用者は年々減少傾向にあり、収益悪化による減便や路線の廃止などの影響が、公共交通の利用者離れを引き起こすなど、公共交通の「負のスパイラル」が引き起こされている。近年では、平成 25 年 3 月に、直方バスセンターから筑鉄中間までを運行していた西鉄バス中山中間線が廃止となり、また、一旦は路線廃止が検討された西鉄バス中間線は、平成 21 年 4 月から赤字補填を行うことで運行を継続している状況となっている。さらに、高度成長期時代に、山を切り開いて宅地開発を行った地形的に標高差のある地域や、もともと地域公共交通が運行していない交通不便地域の住民より、高齢化の進展とともに、気軽に利用できる移動手段の確保についての要請が上がっている。特に、市の東部に位置する中間南校区は、隣接する北九州市のベッタウンとして、昭和 30 年代に山を切り開いて筑豊電気鉄道の沿線に宅地開発を行った地区であることから、地形的に高低差があり、また、高齢化率が 35% を超えるなど、高齢者や障がい者等の交通弱者の方にとっては、谷間を運行するバス路線までの移動が非常に困難な状況にある。

このような公共交通利用環境に対する問題等に対し、平成 22 年 3 月に策定した「中間市都市計画マスタープラン」では、これからの公共交通において「交通弱者の移動手段の確保や環境にやさしい交通施策の展開にむけて、バス路線の維持、利便性の向上」や「総合的な交通サービスの向上にむけた取組みの推進」を方針に高齢者等の身近な移動手段の確保を目指している。また、現在、明治日本の産業革命遺産の 1 つとして「八幡製鐵所遠賀川水源地ポンプ室」が、世界文化遺産登録に向けた取り組みを行っており、今後、歴史遺産・近代化史跡を活用したまちづくりに取り組むことから、平成 26 年 3 月に社会資本総合整備計画「中間東部・北西部地区都市再生整備計画」を策定し魅力ある地域づくり、人と人との交流を促進する地域づくりに取り組むこととしている。

このため、地域公共交通確保維持事業により、地形的に高低差があり、高齢化率がもっとも高い中間南校区に、通谷団地口～中間市立病院系統と中間南小学校前～中間市立病院系統の 2 系統を運行する新しい地域公共交通を新設し、今後、社会全体が少子高齢化に向かう中で、地域の活力を維持し、地域が活性化するよう、既存の地域公共交通を補完するような気軽に外出できる新しい移動手段の環境整備を行う必要がある。

2 . 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
中間南校区路線(通谷団地口～中間市立病院、 中間南小学校前～中間市立病院の2系統)の利用者数を年間3,300人以上とするとともに、収支率を20%以上とする。 (目標設定の考え方) 1便あたりの利用者数を2人とし、年間運行日数205日に乗じて、年間の利用者数及び収支率の目標を設定している。
(2) 事業の効果
中間南校区路線を維持することにより、市内でもっとも標高差のある中間南校区にお住まいの方の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保され、また、谷間を運行する幹線バス路線である西鉄バス中間線及び広域運行を行う、西鉄高速バス「なかま号」、筑豊電気鉄道といった既存の公共交通機関と連携を図ることで、効率的な運行体系の実現及び相乗効果による利用促進、さらに、外出手段の多様化、地域活力の増進、地域の活性化へとつなげることができる。
3 . 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付(次回の会議にて提示予定。)
4 . 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付(次回の会議にて提示予定。)
5 . 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
○○○○(運行事業者名)

6 . 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
該当なし。
7 . 別表 4 の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】
該当なし。
8 . 別表 4 の補助事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】
該当なし。
9 . 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を添付（次回の会議にて提示予定。）
10 . 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし。
11 . 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（ 1 ）事業の目標
該当なし。
（ 2 ）事業の効果
該当なし。
12 . 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし。
13 . 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし。

14．協議会の開催状況と主な議論	
・平成26年5月20日（第1回）交通会議設立、市の概要、交通体系の概要説明。 ・平成26年7月23日（第2回）小学校区別の地理的な特性について説明 ・平成26年9月26日（第3回）モデル地区となる地域の選定 ・平成26年10月～11月 中間南校区を対象としたアンケート調査の実施 ・平成26年12月22日（第4回）アンケート調査の結果報告、事業計画及び運行計画案の説明。 ・平成27年2月2日（第5回）事業計画及び運行計画について合意。生活交通ネットワーク計画素案の説明。 ・平成27年5月上旬（第6回）生活交通ネットワーク計画全体の合意。	
15．利用者等の意見の反映	
中間南校区を対象としたにアンケート調査を実施し、買い物、病院への通院のための移動手段の確保を求める意見と、午前9時から11時、午後13時から15時までの間の運行を希望する意見が多かったことから、そちらに重点を置いた計画とした。	
16．協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	福岡県企画・地域振興部交通政策課
関係市区町村	
交通事業者・交通施設管理者等	九州旅客鉄道株式会社、西鉄バス北九州株式会社、筑豊電気鉄道株式会社、有限会社ことぶきタクシー、有限会社ホームタクシー、ひかり第一交通株式会社、産業タクシー株式会社、一般社団法人北九州タクシー協会、一般社団法人福岡県バス協会、西鉄バス北九州労働組合、福岡県北九州県土整備事務所、福岡県折尾警察署
地方運輸局	福岡運輸支局
その他協議会が必要と認める者	北九州市立大学都市政策研究所教授、中間市自治会連合会、中間市自治会連合会中間北校区、中間市自治会連合会中間東校区、中間市自治会連合会中間南校区、中間市自治会連合会中間校区、中間市自治会連合会中間西校区、中間市自治会連合会底井野校区、南校区バス運用協議会、中間市社会福祉協議会、中間商工会議所

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）福岡県中間市中間一丁目1番1号
（所 属）中間市住宅都市交通対策課
（氏 名）山口 研治
（電 話）093-246-6155
（e-mail）juutakukoutuu@city.nakama.lg.jp

中間市地域公共交通会議スケジュール

		地域公共交通会議	運行	補助申請	
項目		地域公共交通会議設置 生活交通ネットワーク計画策定 地域公共交通網形成計画策定	運行事業者選定 新しい地域公共交通の運行	【国】調査事業(4月～3月) 【国】国庫補助(10月～9月) 【県】県単補助(10月～9月)	補助 年度 会計
平成 26 年度	4月	地域公共交通会議設置要綱告示			平成 26 年度
	5月	第1回交通会議(5/20) 交通会議設立と市交通体系の現状			
	6月				
	7月	第2回交通会議(7/23) 地域特性及び新しい運行形態について			
	8月				
	9月	第3回交通会議(9/26) 導入検討モデル地区の選定			
	10月				
	11月			【県】H26県単補助申請	
	12月	第4回交通会議(12/22) 事業計画及び運行計画案の提示			
	1月			【国】H27調査事業要望	
	2月	第5回交通会議(2/2) 事業計画及び運行計画再提示・承認			
	3月				
平成 27 年度	4月		運行事業者選定・運行申請		平成 27 年度
	5月	第6回交通会議(上旬) H28ネットワーク計画承認、交通網計画策定協議			
	6月				
	7月	第7回交通会議(中旬) 交通網計画策定協議	計画策定事業者 (プロポーサル方式)	【国】ネットワーク計画申請 (H28～H30)	
	8月		停留所準備		
	9月				
	10月	第8回交通会議(中旬) 交通網計画策定協議	運行予定(上旬)		
	11月			【県】H27県単補助申請	
	12月				
	1月			【国】H28調査事業要望	
	2月	第9回交通会議(中旬) 交通網計画協議、ネットワーク計画案提示			
	3月				
平成 28 年度	4月				平成 28 年度
	5月	第10回交通会議(上旬) 交通網計画報告、H29ネットワーク計画の承認		【国】ネットワーク計画申請 (H29～H31)	
	6月				
	7月				
	8月				
	9月				
	10月				
	11月	第11回交通会議(下旬) 運行実績の報告	年間運行実績	【国】H28フィーダー補助申請	
	12月				
	1月				
	2月	第12回交通会議(中旬) ネットワーク計画案提示			
	3月				

中間市地域公共交通会議事務局要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中間市地域公共交通会議設置要綱（平成26年中間市告示第65号）第7条第1項の規定に基づき、中間市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関すること。
- (2) 交通会議の資料作成に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、住宅都市交通対策課長をもって充てる。

3 事務局員は、住宅都市交通対策課職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他交通会議の運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、中間市文書管理規則（平成26年中間市規則第14号）の例による。

(公印の取扱い)

第6条 交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の種類、印影、形状、寸法、書体、数量及び保管責任者は別表のとおりとする。

2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、中間市公印規程（昭和42年中間市訓令第1号）の例による。

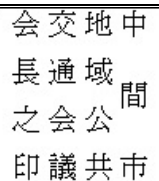
(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年12月24日から施行する。

別表（第6条関係）

種類	印影	形状	寸法	書体	数量	保管責任者
地域公共交通会議 会長印		正方形	縦 21mm 横 21mm	てん書	1	住宅都市交通対策課

中間市地域公共交通会議財務要領

（趣旨）

第1条 この要領は、中間市地域公共交通会議設置要綱（平成26年中間市告示第65号。第9条第2項において「要綱」という。）第9条の規定に基づき、中間市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 交通会議の予算は、中間市（以下「市」という。）からの負担金、国からの補助金、繰越金その他の収入をもって歳入とし、交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

3 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、交通会議の承認を得なければならない。ただし、交通会議を開催できない場合は、専決することができる。

4 前項ただし書の規定により予算を専決した場合は、会長は、当該予算について直近の交通会議に報告し、承認を得なければならない。

5 会長は、前2項の規定により、予算について交通会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに市長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要性が生じたときは、これを調製し、速やかに交通会議の承認を得なければならない。ただし、交通会議を開催できない場合は、専決することができる。

2 前項の規定により調製した補正予算については、前条第4項及び第5項の規定を準用する。

（予算区分）

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

（予算の流用及び予備費の充用）

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、中間市財務規則（平成13年中間市規則第20号。第8条第1項において「規則」という。）の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の交通会議に報告しなければならない。

（出納及び現金の保管）

第6条 交通会議の出納は、会長が命じる。

2 交通会議に属する現金等は、市の指定金融機関に預け入れなければならない。

（交通会議出納員）

第7条 会長は、交通会議の事務局職員のうちから交通会議出納員を命じることができる。

2 交通会議出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。
(収入及び支出の手続)

第8条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続は、規則の例によるものとする。

2 交通会議出納員は、予算整理簿その他必要な簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。
(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、要綱第8条第2項の出納監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに市長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、交通会議の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年12月24日から施行する。

別表第1(第4条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第2(第4条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費